



令和6年度 町県民税申告のお知らせ

山元町役場税務課

町県民税の申告は、町県民税を正しく算出するために必要です。また、所得証明書などの各種証明書の発行や、国民健康保険税などの算出にも必要となる手続きです。申告が必要な方は忘れずに申告されるようお願いいたします（申告相談期間中は所得税の申告書の作成相談も行っています）。

インフルエンザウイルス等の感染症予防のため、できる限り郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。

ご自身の申告の要否を確認できるフローチャートを2ページに掲載していますので、ご確認ください。

《申告相談の受付期間と日程について》

受付期間 令和6年2月13日(火)～2月21日(水) ふるさとおもだか館(2階防災研修室)

令和6年2月26日(月)～3月15日(金) 中央公民館(2階大ホール)

受付時間 午前の部 9時～11時30分(行政区などの指定あり)

午後の部 13時～15時30分(行政区などの指定なし)

月 日	曜日	指定行政区など(午前)	会場	月 日	曜日	指定行政区など(午前)	会場
2月13日	火	給与・年金収入のみの方(※)	ふるさとおもだか館 2階防災研修室	3月1日	金	山下	中央公民館 2階大ホール
2月14日	水	給与・年金収入のみの方(※)		3月4日	月	山寺	
2月15日	木	久保間・中山		3月5日	火	笠野・牛橋	
2月16日	金	下郷		3月6日	水	大平	
2月19日	月	真庭		3月7日	木	小平・合戦原・療養所・桜塚	
2月20日	火	上平・中浜・磯		3月8日	金	つばめの杜西・つばめの杜東	
2月21日	水	町		3月11日	月	高瀬	
2月22日	木	機材移設のため申告相談は行いません		3月12日	火	横山	
2月26日	月	給与・年金収入のみの方(※)	中央公民館 2階大ホール	3月13日	水	全行政区	
2月27日	火	浅生原		3月14日	木		
2月28日	水	八手庭・鷺足		3月15日	金		
2月29日	木	花釜					

※ 2月13日(火)、14日(水)、26日(月)は給与・年金収入のみの方が対象です。

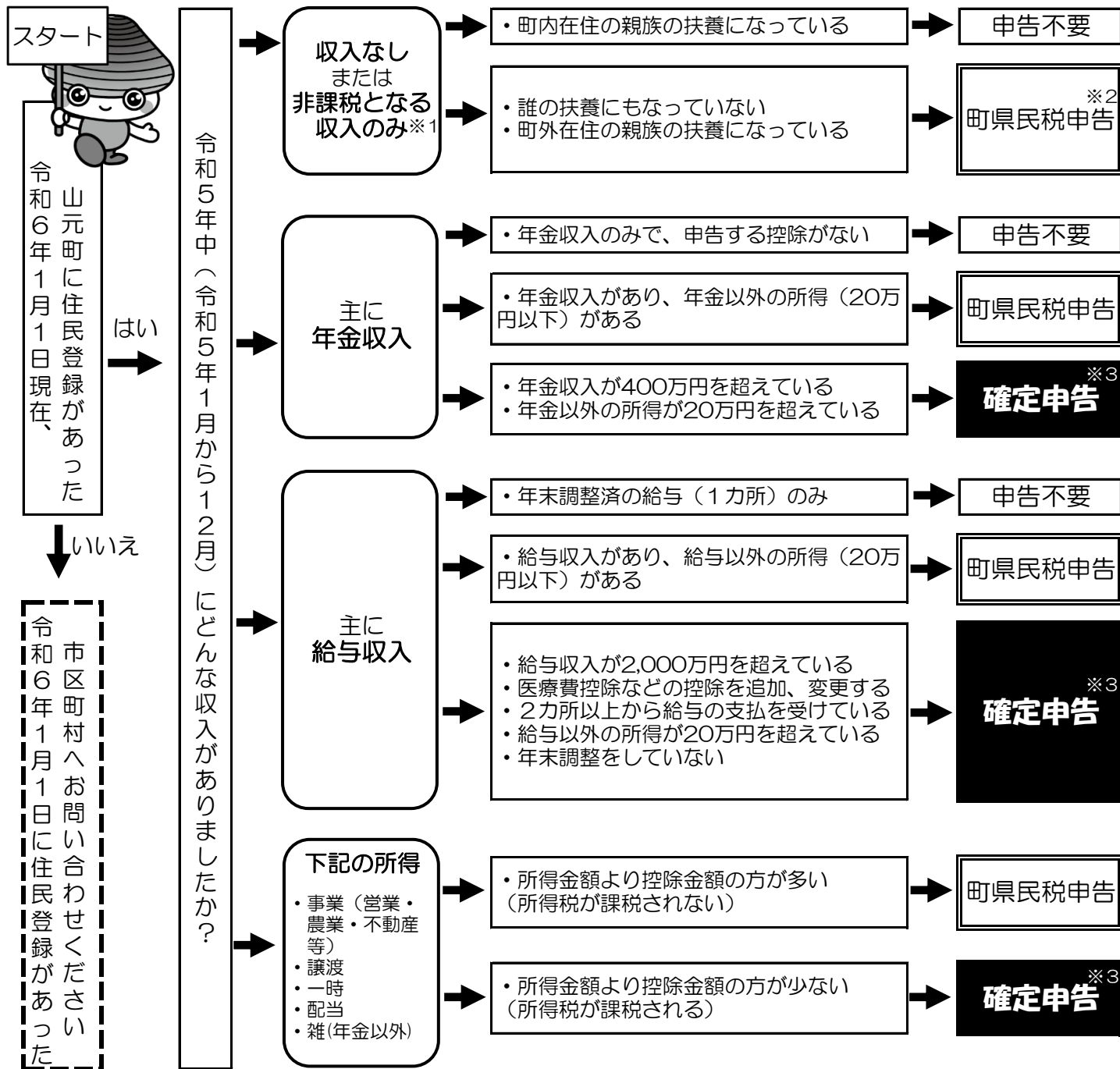
- ・例年、午前の時間帯は比較的空いており、午後の時間帯は混雑します。指定日の午前の時間帯にご来場いただくと、比較的待ち時間が少なく相談が行えます。
- ・ご自身で作成した申告書を持参される方は、税務課および坂元支所に、2月1日(木)から3月8日(金)まで提出用BOXを設置しますので、添付書類と一緒に封を閉じて提出してください。

インフルエンザウイルス等の感染症予防のためのご注意とお願い

- 申告会場に来場される際はマスクの着用にご協力願います。また、発熱などの症状がある場合は来場を控えていただきますようお願いいたします。
- 申告会場は受付開始時間まで開場しません。例年、受付開始時間前にお越しになり待機されている状況がみられます。密になる状況を避けるため、受付開始時間後に来場されるようご協力願います。
- 申告会場などで新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、町会場での申告相談が中止になる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か町県民税申告かを簡易的に判断できます。



※1 非課税となる収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 簡易申告書の氏名等、「●令和5年中に収入がなかった方の記入欄」を記入し、ご提出ください。

※3 確定申告をする場合は、町県民税申告は必要ありません。

町県民税申告書の作成・提出方法

● 税額シミュレーションシステムで申告書を作成し、提出

税額シミュレーションシステムとは、町ホームページから町県民税の申告書が作成できるシステムです。町ホームページ内の「税額シミュレーションコーナー」にアクセスし、申告書作成。作成した申告書をご自宅のプリンターなどで印刷して郵送などで提出

- 税額シミュレーションシステムでは事業所得のある方が提出する「収支内訳書」を作成することができません。収支内訳書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」内の「決算書・収支内訳書作成コーナー」を利用すると簡単に作成できますのでご活用ください。
- 郵送等で町県民税申告書を提出される方のうち、「申告書の控え」を希望する方は、84円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号）に住所氏名を記入し、申告書と一緒に提出してください。

確定申告が必要な方

- 公的年金等の収入が400万円を超える方
- 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の各種所得の合計が20万円を超える方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 住宅ローン控除、医療費控除、寄附金控除、その他控除により所得税の還付を受けられる方
- 2カ所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整を受けた主な給与以外の給与収入とその他の各種所得の合計が20万円を超えている方
- 給与所得者で、年金、農業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得の合計が20万円を超えている方
- 源泉徴収されていない、または年末調整されていない給与所得者の方
- 給与、年金以外の所得で生計をたてている方で、計算の結果、所得税を納付する必要がある方
- 上場株式の譲渡所得や配当所得の損益通算や損失繰越の特例などの適用を受けられる方
- 雑損控除を申告される方

など

確定申告書の作成・提出方法

① インターネット・郵送で提出（スマートフォン・タブレット端末等）

マイナンバーカードを持っていますか？
（または、税務署から発行されたID・PWを持っていますか？）

はい

「e-Tax」で申告書を作成し
インターネットで提出

いいえ

「e-Tax」で申告書を作成・印刷し、
郵送または町を経由して提出（紙の申告書に記入して提出も可能です）



e-Tax キャラクター
イータ君

※e-Taxとは、インターネットを通じ、確定申告書の作成・提出ができるシステムです。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

なお、所得税申告書の郵送先は、仙台国税局業務センターです。

〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号

② 仙台南税務署主催の確定申告書作成会場で提出

開設会場 アズテックミュージアム（仙台市太白区中田町字杉ノ下18）

開設日時 令和6年2月16日（金）～ 3月15日（金） 9時～16時
（土・日・祝日を除く。ただし、2月25日（日）は開設）

問い合わせ 仙台南税務署 022-306-8001（自動音声案内）

※ 混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場での配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。



☆以下に該当する方は、税務署主催の確定申告書作成会場で申告してください。町の申告会場では相談をお受けできません。

- 公共事業以外で不動産を譲渡された方
- 株や先物取引等による譲渡所得があった方
- 令和5年中に住宅を新築、購入または特定増改築等をし、住宅借入金等特別控除を申告される方
- 雑損控除を申告される方、または過去に申告をされた損失額の再計算が必要な方
- 青色申告の方
- 贈与税、消費税の申告をされる方

《申告に必要な書類等について》

共通して必要なもの

- 通帳・キャッシュカード等（口座情報が確認できるもの）
- 税務署から送付された確定申告のお知らせハガキ（送付されている場合）
- マイナンバーカードまたは通知カード及び身元確認書類
 - ・ マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードだけで番号確認（裏面）と身元確認（表面）ができます。
 - ・ マイナンバーカードをお持ちでない方
番号確認：通知カードまたは個人番号が記載された住民票
身元確認：運転免許証、身体障害者手帳等の顔写真付き身元確認書類のうちいずれか1つ
- ※ 配偶者・扶養控除の申告をされる方は、対象者のマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちいただくか、番号を控えてください。
- ※ 通知カードは令和2年5月25日に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合は、引き続き番号確認書類として利用できます。

収入・経費を証明するもの

【給与所得、年金所得がある方】

- 給与・公的年金の源泉徴収票、給与明細書など

【事業所得（営業・農業・不動産等）がある方】

- 収支内訳書（1年間の事業に係る収入と経費を整理、集計したもの）など
 - ※ 収入金額や必要経費を記帳した帳簿及び領収書などの書類は7年間保存してください。
 - ※ 農作物の販売を行わず、家事消費のみの方は、事業を営んでいることにならないことから農業所得の申告はできませんのでご注意ください。

【公共事業による譲渡所得がある方】

- 収用証明書・買取り等の申出証明書・買取り等の証明書、経費がある場合は領収書等の証明書類
 - ※ 個人売買等による譲渡所得がある方は、税務署主催の確定申告書作成会場で申告してください。

【その他の所得がある方】

- その収入や必要経費のわかる書類

控除に必要なもの

【社会保険料控除】

- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収証

【生命保険・地震保険料控除】

- 生命保険料（一般分、介護保険分）、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書

【医療費控除】

- 医療費控除の明細書（医療費通知を添付する場合は医療費通知の原本が必要になります。）
 - ※ 医療費控除の明細書は医療を受けた方ごとに支払金額等を集計して会場にお越しください。医療費控除の明細書は国税庁のホームページから取得できます（税務課・坂元支所にも備えてあります）。

【その他の控除】

- 寄附金控除、小規模企業共済等掛金控除などの各証明書

※ 源泉徴収票や収入・経費が確認できる書類、各種控除の証明書を紛失された方は、それらの発行元より再発行を受けてください。

山元町役場 税務課 課税班
〒989-2292 山元町浅生原字作田山32
TEL：0223-37-1114